

研究ノート

## 定住法関連資料と18世紀イギリス農村社会

—ひとつの論争を手がかりに—

中野 忠

### はじめに

イギリス救貧法研究には18世紀以来膨大な蓄積がある。にもかかわらず、その研究には現在でも新しい成果が新しい世代の歴史家によって着々と付け加えられてきている。旧救貧法の歴史を概観したP. スラックが指摘するとおり、救貧法が歴史家の強い関心を引き続ける大きな理由は、それがイギリス近代社会の形成に関わる様々な重要テーマの交差する研究領域であるからであろう。<sup>1)</sup> 救貧法研究にはまた、歴史学の他の分野以上に、時代の要請や流れが色濃く反映されている。少なくともウェッブ夫妻の世代まで、救貧法の研究の多くは、社会政策・福祉行政の改革や指針の確立という実践的関心から生まれたし、1950年代から70年代に書かれた救貧法研究も、福祉国家の展開という当時のイギリス社会の現実を多かれ少なかれ反映するものだった。現実の政策と研究の間には世代ごと、時代ごとに距離の違いがあったとはいえ、この時期までの救貧法研究には、法の条文や判例の解釈、あるいは救貧行政の仕組みや問題点といった制度史的な側面に焦点をおいている点で、ひとつの共通性があったと見てよからう。

しかしここ20年あまりのあいだに書かれた救貧法研究は、その関心方向もスタイルも大きく変わってきている。<sup>2)</sup> 救貧法研究を新しい方向に推し進めるうえで大きな力となったのは、家族史、人口史、経済史なども含めた、広い意味での「社会史」研究の隆盛であった。「下からの歴史」を標榜する社会史にとって重要となるのは、法や制度、その執行者よりむしろ、法の対象となる貧しい、あるいは（当時の人々の言葉でいえば）「窮乏し

1) Slack, Paul, *The English Poor Law, 1531-1782* (Cambridge, 1990), p. 1.

2) 研究史の整理については、さしあたり最新の研究をサーヴェイした次の文献を見よ。Brundage, Anthony, *The English Poor Laws, 1700-1930* (Basingstoke: Hampshire, 2002), esp. chap. 1. 邦語では次の文献が、人口史や家族史の議論を組み込んだ最近の研究動向を的確に整理している。小島崇「産業革命期イギリスの救貧法をめぐって」『〈名古屋大学〉歴史の理論と教育』99号、1998年、1-13ページ。救貧法とは直接関係しないが、貧困と家族史の問題については、筆者もかつて簡単に触れたことがある。中野忠「貧困と家族—イギリス近世都市の事例から—」『〈早稲田大学社会科学研究所〉ソシオサイエンス』2号、1996年、55-78ページ。

た人々 indigent」の現実の生活だった。そのために、よく知られている資料には再解釈が加えられ、新しい研究手法が開発されるとともに、新しい資料も探索された。<sup>3)</sup>

新しい研究が注目しつつある一群の資料に、定住法（居住制限法、居住地法、セツルメント法 Law of Settlement and Removal）<sup>4)</sup>に関連して作成された資料がある。なかには定住権（ないし「教区籍」）尋問書 settlement examination papers と呼ばれる資料のように、ウェップ夫妻やD. マーシャルら古い世代の研究者がまったく、あるいはほとんど利用することのなかったものもある。<sup>5)</sup> 近年の歴史家は、救貧法の理解だけでなく、当時の社会を生きた人々の生活を多面的に明らかにする重要な手がかりとして、これらの資料を利用し始めている。

救貧法そのものを研究することは本稿の課題ではない。<sup>6)</sup> ここでの目的は、この定住法関連資料、特に尋問書<sup>7)</sup>が、「長期の」18世紀イギリス社会の解明のためにどのように利用できるか、その可能性と限界を、ひとつの論争を手がかりとして検討してみることである。(1) 節で定住法について簡単な解説を加えた後、(2) 節では、この法に関連した資料を紹介する。(3) 節は、この資料を用いた代表的な業績としてスネルの研究を要約し、(4) 節では、これに対する批判を含めたランダウの定住法解釈を紹介する。両者の論争の要点は(5) 節で整理される。

## (1) 定住法とは何か

まず「定住法」の内容についてごく簡単に触れておかねばならない。最終的に救済を求めることのできるひとつの教区 a parish of settlement をだれもがもつべきだとの考えは、

3) もちろん、同時代人の記録には、貧民の実態を調査・報告したものは多数残されている。Eden, F. M., *The Sate of the Poor*, 3 vols. (1797: Reprinted 1966, London) や各種の議会報告書はその代表的なものであるが、現代の歴史家はこれら資料が提供するデータを用いて、例えば経済学理論を踏まえて労働供給や生活水準の状況を推定するなど、新しい分析手法と解釈を展開している。E.g., Boyer, George R., *An Economic History of the English Poor Law, 1750-1850* (Cambridge, 1990).

4) Settlement はこれまで「定住権（法）」と訳されてきたが、救貧法のもとでは、この言葉は必要になった場合に合法的に救済を受けることのできる教区、あるいは「教区籍」とでもいうものを意味し、かならずしも実際に本人がその教区に居住するか否かどうかは関係がない。その意味では「定住」という訳語を使うよりも、大沢氏や小島氏のように、そのまま「セツルメント」という言葉を用いるほうが正確といえる。大沢真理『イギリス社会政策史』（東京大学出版会、1986年）、24-8ページ；小島、前掲論文、10ページ。しかし日本語で「セツルメント」という場合、救済に対する受給資格という以外のニュアンスを含んだ言葉として使われることがあるように思われる。本稿では便宜的に「定住」という古い訳語をあえてそのまま使用しておく。

5) これらの資料が整理した形で利用できるようになった背景としては、社会史研究の高まりという学問的動きと並んで、アマチュアの歴史家の間での家族（家系）史研究の広がり、それに併行した文書館の整備をあげねばなるまい。

6) 現在、筆者は18世紀ロンドンの尋問書を使って移動や経歴を調べるプロジェクトを始めている。本稿はその準備作業のひとつである。

7) 尋問書には定住に関するもの他に、bastard examination と呼ばれる私生児に関するものも多数残されている。これについても別稿で詳しく触れる。

エリザベス期の立法にも暗黙のうちに認められていたが、これを制定法によって規定したのは王政復古期1662年のいわゆる定住法An Act for the better relief of the Poor of this Kingdom (13 & 14 Car. II c. 12)<sup>8)</sup>である。この法の骨子は、教区の「負担になりそうな者 likely to be chargeable」がやって来て教区に住みつ়場合、教区委員もしくは貧民監督役により40日以内に苦情が申し立てられ、また本人が年10ポンド以下の賃貸料しか払っていないなら、2人の治安判事によって、合法的な居住権をもつ元の教区に送還 (退去 removal) させられてもよい、ということにある。もし不服があれば、次の四季裁判所で治安判事に上訴することができるとされた。この法の力点は定住権そのものよりも、送還の条件を法的明確化することであり、教区の負担となる移民に対して制限を加えることにあった。だが同時にこの法によって、40日以上居住する者、または年10ポンド以上の家賃・地代を支払う者は、当該教区でひき続き居住することが合法的に認められたのである。

その後、この法には「定住権」の獲得方法を拡大するかたちで、いくつかの修正が加えられることになる。特に重要なのは、1691年の法と、それをさらに拡大した1697年の立法である。1691年法<sup>9)</sup>は、それまでの居留 residence による方法に加えて、実績 merit による居住権取得を認めた。すなわち、教区住民税 parish rate を支払うこと、教区の公職を1年以上勤めること、徒弟契約書にもとづく徒弟修業を終えること、未婚で年雇いの奉公を勤め終えることによって、居住権は獲得することができるよう定められた。それに加えて、コモン・ロー上の解釈から、私生児はその出生教区で、また嫡出子および妻は両親または夫の定住地で定住権を得ることができると、「派生的 derivative」な定住権取得方法も合法化された。1697年法ではさらに、本来の定住権がある元の教区からの定住権証明書 certificate (以下、証明書と略記) をもつ者は、世話を受けなければならなくなる become chargeable までは、現在居住している教区から退去させられない、とされた。証明書についてはすでに1662年法でも言及されているが、この法によって、「証明書保持者 certificate man」は、当該教区の負担にならないかぎり、新しい居留地での居住が法的に認められることになった。<sup>10)</sup>

証明書保持者に対するこの扱いは、1795年の法で大きな修正を受けることになった。<sup>11)</sup>

8) *Statutes at Large*, vol. 3, pp. 67-71. 定住法に関する邦語文献としては、大沢、前掲書のほか、やや古いのが、小山路男『イギリス救貧法史論』(日本評論社、1662年)、第五章；松村高夫『イギリス旧救貧法—「定住法」に関するノート—』(『三田学会雑誌』64巻10号、1971年)。しかし大沢、前掲書、28ページも、定住法研究は「今後の研究の進展を待つところが大きい」としている。定住法についての秀れた理論的考察はいくつかあるが、この法の施行の実態を実証的に検討した研究は、わが国ではまだないと思われる。

9) An Act for the better Explanation and supplying the Defects of the former Laws, for the Settlement of the Poor: 3 Gul. & Mar. c. 11: *Statutes at Large*, vol. 3, pp. 299-301.

10) An Act for supplying some Defects in the Laws for the Relief of the Poor of this Kingdom; 8 & 9 Gul. III. c. 30: *Statutes at Large*, vol. 3, pp. 461-3.

11) An Act to prevent the Removal of poor Persons until they shall become actually chargeable. 35

それまでは、証明書を持たない貧民に対しては送還を命じることができたが、以後、貧困者であっても現実に教区の世話を必要としないうちは、住んでいる教区からの送還を強制されることはなくなった。換言すれば、証明書は、居住の条件としては実質的に意味を失った。そのため一般に、この法は旧救貧法下における定住法政策の一大転機をなすものとみられている。

このように、17世紀末以降、定住権は出生や居住期間だけでなく、さまざまな経歴や派生的権利を通じて認められるようになったため、基準が錯綜し、定住権を決定することは非常に厄介な問題となった。定住権獲得方法が多様化することによって、法解釈の上では移住の可能性が広がる一方で、誰がどこの教区に定住権をもつかという、複雑で際限のない論争が教区間に生まれることになった。こうした旧救貧法下における定住法の意義や効果については、18世紀のアダム・スミス以来さまざまな評価と議論があり、<sup>12)</sup> 論争は今日まで続いている。本稿でもその一端を紹介していくことになるが、論争を生んだ原因のひとつは、明らかにこうした法の適用にあたっての複雑さ、あいまいさにあった。

だが定住法の歴史的評価はどうであれ、その適用をめぐる争いは、弁護士や法曹関係者の懐を肥やすとともに、膨大な量の記録を生み出した。それは後世の歴史家にとっては思いがけない恩恵だったともいえる。ここで検討するのはそれらのひとつである。

## (2) 定住法関連資料

旧救貧法下における救貧行政の単位は教区であったから、定住法を含めた救貧法関連資料もその多くが教区の記録として残されることになった。<sup>13)</sup> よく知られているように、教区会 vestry、教区委員 church warden、貧民監督役 overseer の議事録や会計簿にも、当然、救貧に関連した様々な記録が記載されている。だが、定住法に直接関連したものとして重要なのは、残存率の高いものから順に、次の三つのタイプの資料である。<sup>14)</sup>

### ① 定住権証明書 certificate, certification

前述の1697年法により確認されたもので、ひとつの教区がある個人またはその家族の救恤費用を引き受けることを、当人（たち）が現在住んでいる、ないしそこで暮らそうとしている別の教区に対して、公式の文書の形での承認を与える手続き、およびそれにした

George III. c. 101: *Statutes at Large*, vol. 9, pp. 768-70.

12) スミスマ、議会報告書のなかで旧救貧法下の定住法を論じたクード George Coode は、この法が移動に対する制限となったことを強調する。British Parliamentary Papers: *Reports and Memorandum to the Poor Law Board on Settlement and Poor Removal with an Appendix 1850-54* (Irish University Press Series, Poor Law 21) (Sannon, 1970).

13) 教区に残されている救貧法関係の資料については、Tate, W. E., *The Parish Chest. A Study of the Records of Parochial Administration in England*: 3<sup>rd</sup> edition (Cambridge, 1969), chap. VII.

14) 家族史のための入門書だが、実際の資料の複写も掲載されていて便利なのは、Cole, Anne, *Poor Law Documents before 1834*: 2<sup>nd</sup> edition (London & Northampton, 2000).

がって発行された証明書である。

② 退去（移送、送還）命令書 removal order

ある個人またはその家族が、現在住んでいる教区で救恤の「負担になりそうな」ため、または「実際に救恤を申請した」ため、当人が合法的定住権をもつ場所に戻すことを命じた書類、およびそれに関連した記録である。退去の決定は治安判事が下した。

③ 定住権尋問書 settlement examination

当人またはその家族の定住教区を確定するために、一人の治安判事（後になると、小治安裁判所における2人の治安判事によることが多くなった）がインタビューした公式の記録である。<sup>15)</sup>

資料の残存状況は、多かれ少なかれ偶然的要因にも左右されて、教区によってまちまちである。またこの種の資料は教区以外の記録にも残されている。先に触れたとおり、定住法の権利や送還をめぐることは、それに不満をもつものは裁判所に上訴することができた。そのため、これらの資料は教区だけではなく、四季裁判所の記録、あるいは治安判事による略式裁判である小治安裁判所 Petty Sessions の議事録などの記録にも、原本や写しが残されている場合がある。

定住法に関連したこれら三つの資料はいずれも相互に関連したものであるが、そのなかでも多くの情報を含んでいる点でとりわけ重要なのが、尋問書である。尋問書の詳しい内容については別稿で論じる予定だが、ここではまったく任意にひとつだけ実例をあげておくことにしよう。イングランド西部の若い農業労働者に対してなされた尋問の例である。<sup>16)</sup>

1709年2月27日

この被尋問人は次のように申し立てた。彼はドーセット州チャードストック教区に生まれ、そこで暮らしていた。およそ10歳になる頃、父親が死んだので、デヴォン州のメンバリに行き、農業を営むおじのトマス・ベニントンのもとでおよそ4年間暮らした。おじからは食べ物、飲み物、衣服と洗濯、寝場所、その他の必需品を与えられたが、貨幣賃金は受けなかった。その後、おじは仕事をやめ、被尋問人も仕事なくなった。

それからメンバリのウィリアム・スミスのところに行き、食べ物、飲み物、洗濯と寝場所、および年50シリングの額の賃金をもらって、以後5年間ずっと暮らした。5年目の終わりには賃金の額は年間4ポンド7シリングになっていたが、被尋問人は賃金を年ごとあるいは四季ごとに受け取るのではなく、必要ときに受け取るようになっていた。被尋問人はスミスと年間契約を結ばなかった。というのも、スミスは被尋問人をメンバリの住人にするのを望まなか

15) そのほかに、数は少ないが、救貧に関して交わされた書類も重要な資料としてあげられる。最近、エセックス州の膨大な書簡集が刊行された。Sokoll, Thomas (ed.), *Essex Pauper Letters, 1731-1837* (Published for the British Academy: Oxford & New York, 2001). 彼の次の研究では尋問書も資料として用いられている。Sokoll, *Household and Family among the Poor: The Case of Two Essex Communities in the Late Eighteenth and Early Nineteenth Centuries* (Bochum: Germany, 1993).

16) Taylor, James Stephen, *Poverty, Migration, and Settlement in the Industrial Revolution. Sojourners' Narratives* (Palo Alto: California, 1989), pp. 17-8.

ったからである。

彼はスミスのもとでの奉公をおよそ6年前にやめて、エリザベスと結婚し、ジョンとメアリという二人の子どもをもうけた。結婚してからずっと、彼はチャードストックに住んでいるが、不動産権は一切持っていないし、1年間の公的な役職についたことも、ここで合法的な定住権が得られるような公的な税の支払いも一切行なったことがない。彼はチャードストックの荒地に25年前に父親が建てた一軒の小屋を持っているが、借用謄本も保証書も持っていない。

ジョン・キート　ドーセット州チャードストック

一瞥すれば明らかなように、尋問書はある人物が記憶を頼りに経歴をたどった簡単な伝記のような内容をもつ記録である。この尋問書は、残存するものとしてはかなり古い例に属するというを除けば特別な点はなく、変化の乏しい半生が語られているだけである。<sup>17)</sup> にもかかわらず、この平凡な尋問書にも、簡単で不正確ではあるが、結婚の状況、奉公契約、奉公の経験、出生地、居住・奉公の場所、賃金、地域社会における地位など、この時代の人間のライフ・コースにとって重要な出来事について触れられている。後に見るように、定住法に関連して作成されてこの記録が、いったいどのような意図のもとに作成されたのかは議論の余地があるのだが、ここには、これを作成した当時の人々の意図を離れて、歴史家の興味をそそる多くの情報が盛り込まれている。

事実、現代の歴史家はこれらの資料を用いて当時のイギリス社会に新しい光を当てようと試みている。次にその具体的な例のひとつを紹介しておくことにしよう。

### (3) 失業の季節性—スネルの研究

尋問書とそれに関連した資料を大量に用いて、地域の事例研究を行った現代の歴史家の最初の業績は、おそらく1976年に発表されたJ. S. テイラーの論文であろう。この論文はデヴォンシャーとミドルセックス州に限ってはいるが、地方の文書館に保管されている尋問書を初めとする定住法関連の資料を丹念に追跡しながら、「定住法」の歴史的な再評価を試みた開拓的な業績である。<sup>18)</sup> だが、この論文の問題関心は、あくまでも定住法そのものにあった。定住法関連資料を新しい問題関心と手法で研究した最大の成果は、それからしばらく後に登場することになる。

尋問書を大量に利用した現代の歴史家によるもっとも本格的な分析は、「人口と社会構造の歴史に関するケンブリッジ・グループ」の叢書の一冊として1985年に出版された、ス

17) テイラーは、定住権の付与を避ける雇用形態をとった文中のウィリアム・スミスに見られるように、当時の広範な人々が定住法についてかなりの—だが往々にして不正確な—知識をもっていた例としてこれを引いている。

18) Taylor, James Stephen, 'The impact of pauper settlement 1691-1834', *Past and Present*, No. 73 (1976), pp. 42-74. その後、この種の資料を利用した本格的な研究が進むことになる。これについては別稿で論及する。

ネル (K. D. M. Snell) の『労働貧民の年代譜：社会変動と農業的イングランド、1660-1900年 *Annals of the Labouring Poor. Social Change and Agrarian England, 1660-1900*』(以下、Snell, *Annals*と略記)であろう。本書は、「ホッジHodge (田吾作)」あるいは「労働貧民」<sup>19)</sup>と一括して呼ばれるようになる農業奉公人や農業労働者、職人に焦点を当てながら、農業革命や産業革命の進行する時代のイングランド(特に東南部)の農村社会の変化を、計量的な方法を駆使しながら分析したユニークな大作である。性別分業とその変化、女性労働と家計、失業と救貧、賃金の動向、広い意味での「生活水準」の変化、囲い込みとその影響、農業奉公や徒弟制度の衰退、家族と家族生活など、18世紀から19世紀前半にかけての農村の社会・経済史に関わる多様で重要な問題がこの本のテーマである。これらを論じるために著者が利用した最も基本的な資料こそ、定住法関連資料、とりわけ定住権尋問書であった。<sup>20)</sup>前節の実例が示唆するように、尋問書は、その性格からして、定住権を主張するものの奉公、徒弟修業、雇用形態、賃金、救貧、地代といった問題について具体的な情報を提供する資料である。したがって、スネルの研究は、この資料が潜在的にもつ可能性を初めて徹底して追求することによって生まれたものだといってよい。すでに刊行されてから20年近くを経て、学界の共有財産になっている本書の全容をここで改めて紹介する必要はあるまい。定住法関連資料の意義を論ずることを目的とする本稿では、これらの資料、特に尋問書がどのように利用されているかを、後に論争を生むことになる点に限って具体的に例示することにする。

スネルの分析の骨格をなすキーワードのひとつは「失業」である。彼がこの本で展開する議論の大部分は、この「失業」の長期的な変化、男女間の格差、地域ごと職業ごとの変動とその開き、囲い込み前後の時期における違いなどが有力な論拠のひとつになっている。ここでは、出発点となる問題を扱った第1章の「農業の季節的失業、生活水準、および女性の仕事 1690-1860年」を中心に、その手法を紹介しておくことにしよう。<sup>21)</sup>農業労働における男女間分業の変化とその地域差がこの章のテーマとなっている。

そもそも過去の社会について、雇用や物価・賃金などの諸指標以上に把握することの困難な「失業」の水準を、いったいどのようにして推測することができるのだろうか。彼が注目するのは、失業の季節性 seasonality とその変化である。これに関する主要な情報源となったのが定住尋問書(および送還命令書)に他ならない。労働可能な貧民にとって、失業することは救貧の対象となることを意味した。定住法によって、教区の救恤を受けることができるのは、なんらかの方法を通じてその教区での定住権を得たものだけだったか

19) 労働貧民については、Slack, *The English Poor Law*, p. 4も見よ。

20) 利用された膨大な定住法関連資料については、Snell, *Annals*のBibliography, esp., pp. 420-9を参照せよ。

21) この章は次の論文のほぼ忠実な再録である。Snell, K. D. M. 'Agricultural seasonal unemployment, the standard of living, and women's work in the south and east, 1690-1860'. *Economic History Review*, 2nd ser., 34: 3 (1981), pp. 407-37.

ら、「失業者」は当該教区での定住権の有無について治安判事の尋問を受けることになる。尋問書が残っている教区は限られており、それがどの程度残存するかどうかは多かれ少なかれ偶然的な要因によって左右されている。したがって、残存する尋問書の数からは失業の水準の変化を時間的に追跡することはできない。だが、尋問書が何月に作成されたかを調べれば、「失業」が年間を通じてどのように分布しているか、その季節ごと（月別）の相対的な分布を明らかにすることができる。

周知のように、季節ごとの変化や格差に注目した手法は、同じケンブリッジ・グループのA. カスマルによる、結婚の季節性を比較した農業奉公人の実態分析を通じて、その有効性がすでに証明済みである。<sup>22)</sup> 彼女が結婚の季節性を求めるときに利用したのは教区簿冊 parish registerであった。教区簿冊には多くの記載漏れがあり、例えばロンドンでは Fleet marriage などと呼ばれる秘密結婚も少なくなかったとはいえ、<sup>23)</sup> 少なくとも農村の国教徒の結婚に関するかぎり、そこから得られる数値は包括的で、結婚の季節分布も当の農村教区の人口全体の状況をほぼ正確に反映しているといつてよからう。

だが尋問書と失業の間にはそれほど単純でない関係がある。1795年以前、尋問書（および送還命令）の対象となったのは、chargeableつまり実際に貧困に陥って救貧を求めている人（＝失業者）だけでなく、likely to become chargeableつまりそうなる可能性のある人も含まれていたからである。スネルはこの点に関しては楽観的である。教区への新来者が尋問を受ける場合、本人は以前の教区で失業しており、新しい教区でも職を得ていなかったにちがいない。もし事前に雇用先を確保しておいてやって来たのであれば、費用がかさむこともある尋問のような厄介な手続きはとられなかっただろう。<sup>24)</sup> つまり、尋問を受けた貧民は、chargeable であれ likely to become chargeable であれ、どちらも救貧の対象となる失業者であった、とスネルは考える。これはかならずしもスネル独自の考えというわけではなく、ウェップ夫妻らとの見解とも重なる。とすれば、chargeable のみの送還を認めた1795年法による修正も、スネルの目的にとっては実質的に大きな意味をもたない。こうして尋問書は、1795年以前もそれ以後も同様に、chargeable な、つまりは失業した貧民について一貫した情報を与える資料と見なされることになる。

尋問書が作成された日付は被尋問人が失業した時期にほぼ合致するとすれば、この資料から失業の季節分布を明らかにすることができる。スネルは南東部の10の州<sup>25)</sup> について、残存する尋問書の月ごとの分布パターン（年間総数に対する各月の百分比で示される）を

22) Kussmaul, Ann, *Servants in Husbandry in Early Modern England* (Cambridge, 1981), esp., chap. 6.

23) ロンドンとその郊外の尋問書では、この秘密結婚の例が非常に多い。これについては別に論ずるが、例えば次を参照せよ。Herber, Mark, *Clandestine Marriages in the Chapel and Rules of the Fleet Prison 1680-1754*, 3 vols. (London, 1698).

24) Snell, *Annals*, pp. 17-8.

25) Cambridgeshire, Bedfordshire, Huntingdonshire, Norfolk, Suffolk, Essex, Hertfordshire, Northamptonshire, Buckinghamshire, Berkshire.

男女別、教区別に調べる。農村の失業の指標を得るためであるから、病人や高齢者、老寡婦や児童など、労働能力を欠いた人々はこの分類からは除かれることになるし、都市的な教区も除外される。教区ごとに別々に調べても、これらの州の男性の季節分布はどれも、6月から8月にかけての夏の収穫期に雇用が最も安定し、冬に失業が増えるという、穀物生産が主流の地域における失業の季節的パターンをはっきり示しているとされる。さらにスネルは、これらの季節分布を穀作地域の失業パターンとしてひとつにまとめ、穀物価格が上昇する18世紀半ば以前から1860年までを5つの時期にわけて、その間の類似と変化を、男女別二つのグラフに表して検討する。

男性の季節パターンには全期間を通じて大きな変化はない。しかし女性の場合には大きな変化が見られることにスネルは注目する。18世紀半ばまではほぼ男性と同じパターンを示しているのに対し、それ以後は雇用のピークはしだいに収穫期から、比較的労働コストが低く需要も小さい春季へとシフトしていく。この違いは男女の性別分業が進んだこと、さらには女性の年間の労働参加率や潜在的な所得獲得能力が低下したことを表すものだとスネルは考える。それを立証するために、尋問書が提供するもうひとつの貴重な情報、賃金データが利用される。前記諸州について、男女賃金の相対比の長期的趨勢を検討すると、地域ごとにズレや幅の違いはあるが、1750年から1800年の間、つまりは男女間での雇用の季節パターンが乖離し始める時期、男女賃金の相対比には逆相関の動きが見られる。穀作地域で見られる事実との比較のために、スネルはさらに牧畜的な西部についても同様な賃金の長期趨勢を検討する。これらの地域では、南東部で見られた男女間の逆相関の動きも、女性の実質賃金の低下傾向も認められない。このパフォーマンスの違いをスネルはこう説明する。一般に、家畜飼育・酪農農業は女性の労働力をより多く必要とするのに対し、穀作農業では男性が優位を占める。西部では牧畜農業への特化が進む一方で、南東部では18世紀後半に穀作への集中が進んだことが、この違いを生む背景にあったのだ。

もちろん、説明要因はそれだけではない。人口圧の違い、農業不況の影響、もっぱら男性の使用する穀物刈り取り用の大鎌サイスの導入、前工業化的な家族経済の後退など、多くの要因が作用したことをスネルは指摘する。また男女間の失業パターンの乖離や女性の雇用機会と実質賃金の低下という事実が確認されるとすれば、それが農家の生活水準にどのような影響を与えたか、あるいは農業奉公制度の衰退や困い込みとどのような関係があったかなど、さらに大きな問題が広がってくる。スネルはこれらの問題を2章以下の課題として検討していく。だがここでは、このユニークな大著を支える最も重要な典拠が定住法関連資料、特に尋問書であること、それをういた失業の季節分布がスネルの議論の骨組みのひとつをなしていることを理解しておけば十分である。

#### (4) 定住法の対象—Landauの主張

このようなスネルの方法に対して鋭い批判を浴びせたのがランダウである。<sup>26)</sup> もっとも、ランダウ論文の本来の意図は、定住法には多くの抜け道があり、法の文言とその現実には大きな差があった、とするウェッブ夫妻らの見解に対する反論にあった。<sup>27)</sup> その古典的な見解によれば、定住法は結局のところザル法であり、貧民層の移動に対して重大な障害とはならず、送還命令が現実に執行されたのは、1795年以前にも現実に教区の負担になる困窮者に対してだけであったとされる。だがランダウが立証を試みる仮説は、成立から1795年の修正を受けるまでの1世紀あまりにわたって、定住法が移（入）民を監視し（monitor）、規制する（regulate）法的な枠組みとして効果的に機能していた、というものである。彼女の議論の核心をなす問いのひとつは、定住法の対象となったのは現実に誰であったか、ということである。このことはまた、尋問書や送還命令などの定住法関連資料が、誰について作成されたのか、という問題ともつながる。スネルの研究とぶつかるのはこの点である。

既述のとおり、定住法はchargeableだけでなく、likely to become chargeableな住人もまた対象としている。二人はこの言葉に異なった解釈を加える。従来の見解を踏襲するスネルは、後にも事実上この二つは同じだったし、当時の人々も同様に考えていたと反論することになる。<sup>28)</sup> これに対して、ランダウは二つが別の状態の貧民を指し、likely to become chargeableとされる人々はかならずしも困窮者ではなかったことを強調する。つまり定住法にひっかかり、尋問や送還命令を受けた者には、スネルが考えた事実上のchargeable、すなわち「失業者」だけでなく、少なくともさしあたっては救貧を必要としない、換言すれば「失業」していない人々も多数含まれていた。ランダウによれば、定住法の対象となったのは、1795年以前には、法の文言だけでなく実際にも、「移民」—移民（immigrants）という言葉は当時は使われず、それに該当するのは寄留者（sojourners）という言葉だった、とスネルは反批判するが—であり、定住法の目的はこれを監視・統制することにあった。

それを立証するにあたっては、定住法が実際にどの程度運用されていたかを判断する手がかりがなければならない。ランダウはケント州を事例にとって、教区の記録だけでな

26) Landau, Norma, 'The laws of settlement and the surveillance of immigration in eighteenth-century Kent', *Continuity and Change*, 3 (1988), pp. 391-420. なお、ランダウは行政史、法制史を専門とし、ケント州の治安判事に関する研究が代表作である。Landau, Norma, *The Justices of the Peace, 1679-1760* (Los Angeles & London, 1984).

27) ウェッブおよびD. マーシャルらの見解は、貧しい労働貧民を法の力によってひとつの場所に縛り付ける「大監禁 great imprisonment」だったとするアダム・スミス以来の古い見方を修正するものだった。Webb, *English Poor Law History*, vol. 1, pp. 328, 334 et seq.

28) Snell, 'Pauper settlement', p. 385.

く、四季裁判所と小治安裁判所の議事録に収められた定住法関連資料にこれを求める。送還命令に対する上訴は四季裁判所の治安判事になされたため、この裁判所記録には数は多くないが送還命令書が残されている。さらに治安判事の月例集会である小治安裁判所では定住法関連の事案が扱われ、送還命令書も2名の治安判事により署名されることになっていた。<sup>29)</sup> 四季裁判所の記録を調査したこれまでの研究によると、送還命令に対する上訴の例は、特に1730年代ごろから非常に少なくなる。これは定住法の施行がだんだん甘くなり、実効性をもたなくなったことの証と解釈することもできる。ランダウによれば、ケント州でもほぼ同様な傾向が見られる。だがこれを小治安裁判所を出された送還命令と照合してみると、送還命令そのものの数が減った（つまり定住法が弛緩してきた）のではなく、四季裁判所に上訴される送還命令の比率が、1730年頃から目だって低下していることがわかる。この変化を説明するにあたって、ランダウは地方の政治的力学の変化を理由にあげる。送還命令書は貧民の扶養に対してどの教区が責任をもつかという問題が絡んでいるから、それを出すか出さないかは、治安判事が教区の救貧税担税者に対して影響力を発揮する機会を提供した。その一方で、この時代には四季裁判所を構成する治安判事のメンバーは頻繁に交替し、新旧メンバーの間の対立もあった。四季裁判所への上訴は、こうした地方の政治的党派抗争において政治カードのひとつとして用いられていた。ジョージ一世時代に上訴の比率が大幅に低下するのは、ウィッグ支配の確立によってもたらされた政治的安定の結果なのだ、というのである。<sup>30)</sup> このことは、小治安裁判所の機能が救貧行政に対してもますます重要になっていったことも示唆する。

さらに小治安裁判所の議事録を見ると、送還命令書が困窮者に対してだけ発行されたわけではないことも明らかになる。ランダウによれば、成人男子とその家族に対しては、それはしばしば定住権証明書（困窮するまではその教区に逗留できる）を引き出すために発せられた。これと対照的に、女性や子どもに対する送還命令書の場合、定住権証明書が出されることはなかった。彼らは困窮者として実際に送還されたからである。教区役人も小治安裁判所では、成人男性と女性に対し違った扱いをしていた。これらのことは、送還命令を受けた成人男子のかなり多くが、命令を受けた時点では困窮者（スネルの場合には、失業者）ではなかったことを示唆している。

尋問書についても同じようなことがいえる。ケントのある小治安裁判所管区で尋問を受けた718人の成人男子のうち、92人（12.8%）には定住証明書が発行された（救貧を受けることなくその教区に留まることができた）。またそれよりずっと多くの被尋問人は、送還命令も定住権証明書も受けなかった。こうした救恤に直接結びつかないかたちの尋問が行なわれていたことは、困窮していない移民に対しても、教区の役人が定住法を適用して

29) Landau, *The Justices of the Peace*, pp. 215-7. ケント州には14の小治安裁判管轄区があった。

30) Landau, 'The law of settlement', pp. 396-9.

対処していた、つまりは移入民を厳格に監視・統制していたことを意味するものだ、とランダウは考える。

スネルに対する直接の批判となるもうひとつのポイントは、治安判事のもとでの尋問のやり方である。スネルは尋問の時期をほぼ「失業」した時期とみなして、季節パターンを描き出した。しかしランダウによれば、教区の貧民監督役は毎月、新来者や新たな困窮者が生まれるたびに小治安裁判所に赴いたわけではない。教区役人は自分の都合にあわせ、しばしば数人をまとめて裁判所まで連れて行き、尋問を受けさせた。役人にとっても雇用主にとっても、尋問が行なわれるのに最も便利な時期は、農作業が中断する農閑期の冬だった。ランダウの解釈によれば、スネルが失業の季節パターンとして示したものは、失業の季節的増減ではなく、このような行政手続き上の都合を反映するものだったとされる。

では教区の役人による監視・統制の網にどれぐらいの範囲の移民が引っかかったのだろうか。換言すれば、移民の監視・統制が定住法の本来の目的であるとすれば、それはどの程度成功していたのだろうか。ランダウはケント州の1裁判管轄区を例にとって、救貧税の納入者などを参照し仮定を重ねながら、1789年から92年までの毎年、農村教区の家族の3.75%が、別の教区に移動したために治安判事の前に出頭した、と推定する。もちろん、この数値は概数にすぎないが、非現実的なものではない。ランダウによれば、P. ラスレットの古典的研究で移動の激しい農村の事例としてよくあげられる17世紀のコグノーの場合、この数値は3.4%、クレイワースでは2.3%だからである。<sup>31)</sup>つまり、このケントの教区では教区役人の努力によって、年10ポンド以下の賃貸料しか払えない新来の既婚男性の大部分、おそらく5分の4かそれ以上が、尋問を受けるか定住証明を得るために、小治安裁判所に出頭していたことになる。とすれば、定住法は移民を統制する法的枠組みとして十分機能していたといえる。

ランダウによれば、定住法の目的は、貧しい移民に限られた教区の資源に対してもたらず危険から教区を守ることだった。その点からすれば最も危険なのは家族をもつ成人男性だった。小治安裁判所で尋問、送還、定住権証明を受けたものの中に、単身者がきわめて少数(5~6%)しかいないのはそのためだ、とランダウは考える。しかし定住権証明書があれば、移民が現在住んでいる教区は、移民やその子ども、奉公人に定住権を与えずにすんだし、当人が困窮した場合にも救恤の義務も、送還する費用も負担しませんでした。そこで教区役人は移民を小治安裁判所に連れて行き、定住権証明書を作成してもらうことで教区を守った、というわけである。尋問書が作成された目的もこの点にあった。証明書が得られる可能性がほとんどない場合にも、貧しい移民の家長の尋問書を作成しておけ

31) Laslett, P., 'Clayworth and Cogenhoe', in *Family Life and Illicit Love in Earlier Generation* (Cambridge, 1977), pp. 50-101 (斎藤修編著『家族と人口の歴史社会学』リポート、1988年、第III章)。

ば、本人が困窮したり死亡したりしたときに—1802年に無効とされるまで—当人の定住地を証明する合法的証拠となったのである。

定住権証明書と同様に、尋問書を利用することによって、教区は貧しい移民に対する責任を大いに軽減することができた。教区行政はこれまで、その非効率性が強調されることが多かった。これに対して、ランダウは農村の教区役人が移民に対して徹底的な監視を行っていたことを強調する。これは18世紀の地方政治について反省を迫るものだ、とランダウはいう。定住法行政は、活動的で効果的な教区行政の相互依存システムを確立するのに、中央政府による調整も、監察官も、職業的行政官も必要としなかったことを示唆する。それは移動も、移民の規制も可能にした。しかもこのシステムは、農村地域では、1795年に根本的に変えられたときにも働いていたのだ。

### (5) スネル-ランダウ論争の争点

ランダウのこの主張は、スネルの反論と、さらなるランダウの応答を生み出すことになった。<sup>32)</sup> 第3節で紹介したように、スネルの研究の最も重要な部分が「尋問書」に依拠している以上、この資料の性格と利用方法について批判が寄せられれば、当然反論する必要があった。スネルの反批判のひとつには、ランダウの議論には明晰性や論旨の一貫性を欠いたりする部分が少なくない、ということがある。スネルの反論もまた、多岐に渡っている。以下では、これらの反論、再反論を踏まえて、尋問書の解釈に関係する点を中心に、この論争における対立点を今一度整理してみることにしよう。

#### ① 定住法の性格と目的

そもそも両者には、定住法の解釈そのものに大きなズレがある。スネルはこの法と救貧との関係を強調し、定住法そのものが「定住、雇用、および貧民救済に関する法」と呼ばれているとおり、1795年以前も以後も、それがなによりも教区で救貧を受ける貧民の権利に関するものだったことに力点をおく。それゆえに、尋問書のような定住法関連資料の作成も救貧と結び付けて解釈されることになる。これに対して、送還を困窮者のみに限定した1795年法が成立する以前の定住法は、教区の利益を守るために、流入してくる移民を教区役人が監視し統制することがその眼目だった、というのがランダウの解釈である。<sup>33)</sup>

32) Snell, K. D. M., 'Pauper settlement and the right to poor relief in England and Wales', *Continuity and Change*, 6 (1991), pp. 375-415; do., 'Settlement, poor law and the rural historian: new approaches and opportunities', *Rural History*, 3, 2 (1992), pp. 145-72; Landau, Norma, 'The eighteenth-century context of the laws of settlement', *Continuity and Change*, 6 (1991), pp. 417-39; do., 'Who was subjected to the laws of settlement?: procedure under the settlement laws in eighteenth-century England', *Agricultural History Review*, 43 (1995), pp. 139-59.

33) この見方はけっしてランダウの独創ではなく、同様な側面を強調する別の研究もあることをスネルは指摘している。たとえば有名な例としては、Holderness, B. A., "'Open" and "Close" parishes in England in the eighteenth and nineteenth centuries', *Agricultural History Review*, 20 (1972), pp. 126-39.

だからこそ、定住法が直接の標的としたのも、救貧を必要とする困窮者よりもむしろ、将来救貧税の負担になる可能性があり、雇用や資源利用にあたって教区民の脅威になりかねない移入民だったとされる。ランダウによれば、尋問書が作成された大きな目的は、教区の責任が回避できるように、移民の定住地を確認することであり、移民に「定住権証明書」を確保させるためであった。

### ② 教区の記録と小治安裁判所の記録

二人の解釈が分かれるのには資料上の根拠がある。スネルがその分析にあたって大量に用いたのは、教区関係の記録に残された定住法関連資料であり、1700年から1792年までの期間、14の州で作成されたおよそ2400件の尋問書が分析の対象となっている。だが、スネル自ら「ほぼ調べ尽くした」とまでいうこれらの資料の量も、ランダウにいわせれば平均してみると決して多くはない。90年あまりの間に1州につき171件程度である。スネルはこうした比較的乏しい残存資料から、教区役人が定住法の施行に対して積極的でなかったことを推測している。

これに対してランダウは、教区に残された資料は18世紀に作成された尋問書などの記録のごく一部であり、それから定住法の実態を判断することはできない、ということを強調する。定住法の適用に関して教区の役人がどの程度、どのように関わっていたかを知るには、小治安裁判所の議事録を利用するほうがはるかに適切である。ランダウによれば、ケント州の一部の小治安裁判管区について1708年から1792年までの間の任意の10年あまりを調べただけで、スネルのデータに匹敵する2500件を越える尋問書があることがわかる。スネルが利用しなかった定住証明書は、それよりさらに多数残されている。<sup>34)</sup> これらの大量の資料——それに加えて、2名の治安判事の署名を必要としないため、小治安裁判所に持ち込まれることなく処理された事案も多数あった——が作成されたことは、教区の役人が頻繁に定住法を利用し、移民を規制していたことの何よりの証拠だ、というわけである。

### ③ ケントの例の特殊性

ランダウがその立論の基礎とした小治安裁判所の記録は、スネルの研究では十分に利用されなかったタイプの資料である。彼女はこの裁判所が定住法関係の重要な問題を扱っており、教区に残存するものよりもこの裁判所記録のほうが、定住法に関する全体像をよりの確に伝えていると考えた。<sup>35)</sup> スネルはこれに対して、ランダウが依拠するケント州の小治安裁判所の事例は、かならずしも一般化できない、と反論を加える。他の州では、それは月例集会だったとは限らないし、記録の仕方や保管方法も違い、定住法関連の問題を

34) Landau, 'The eighteenth-century context', pp. 425-6; do., 'Who was subjected', pp. 149-50.

35) ケントの小治安裁判所については、Landau, *The Justices of the Peace*, chap. 7 を見よ。

36) Snell, 'Pauper settlement', p. 381.

集中的に処理したかどうか不明である。<sup>36)</sup> この反論を受けて、ランダウはスネルの資料目録を手がかりに、ケント以外の南部諸州の文書館に赴いて定住法資料を試験的に再調査する。そして1453通の尋問書や送還命令書を検討した結果、これらの州でもケント州に見られたのとほぼ同様な結論が得られると再反論している。<sup>37)</sup>

#### ④ 尋問書は誰について作成されたか

これはスネルの分析の根幹をなすポイントだ、とランダウが考える問題である。スネルは反論でも、chargeableとlikely to become chargeableとは同時代人にとっても同じものと解釈されていたことを指摘し、どちらも事実上の失業者とみなしうるとの主張を繰り返す。<sup>38)</sup> これに対してランダウは、likely to become chargeableは「年間10ポンド以下の借地で暮らす者」のことだ、との同時代人の見解を引用し、ケントの小治安裁判所の事例をさらに詳しく検証する。そして1795年以前の2448件の尋問書のうち、被尋問人がchargeableないし救恤を受けていると明記されているのは30例にすぎず、98%の尋問書は、chargeableともlikely to become chargeableとも明言されていないと指摘する。つまり、被尋問人の大部分が事実上の失業者だったとするスネルの仮定は妥当でないことを改めて主張しているのである。<sup>39)</sup>

#### ⑤ 尋問書作成の時期

ランダウは、スネルによる失業の季節分布の根拠となった尋問書の時期的なバラツキが、経済的要因よりも行政的要因によるものだと批判する。ランダウは小治安裁判所にまとめて持ち込まれた尋問の例を後の再反論でさらに付け加えているが、<sup>40)</sup> スネルは、行政上の都合からでは地域ごとの季節性の相違を説明できないし、尋問書から得られる季節分布は、別の資料から得られる季節性や農村における男性の失業パターンとほぼ一致していることを指摘して反論する。当時の道路事情も考えれば、治安判事にとっても教区役人にとっても、冬季が貧民への尋問に好都合な時期だったとは思えない。ランダウの議論は、地域の社会・経済の現実との関連を欠いたものだ、として退けられる。

#### ⑥ 定住法の効果

定住法の性格についての両者の異なる解釈は、その歴史的評価についても異なった見解を生むことになる。それはある範囲では、定住法が人々を特定の場所に縛り付け移動を制限したとする立場と、この法が現実には実効性をもたなかったとする、古くからの対立する見解の再現でもある。スネルは後者の立場をとる。富裕な住人であっても救貧法による救済を受ける状況に陥る可能性はあった。しかし年々尋問を受けるものの数は、移入民の数よりもずっと小さかった。移民はランダウがいうように常に統制と監視の対象となった

37) Landau, 'The eighteenth-century context', pp. 421-3.

38) Snell, 'Pauper settlement', pp. 385-6.

39) Landau, 'Who was subjected', p. 140; do., 'The eighteenth-century context', p. 421.

40) Landau, 'Who was subjected', p. 149.

わけではなく、教区によっては、労働力、熟練の提供者として、あるいはまた住民税の納入者 *rate-payer* として、歓迎されることもあった。実際にどこで暮らすかは定住法によって左右されることはほとんどなかった。確かに定住法が重荷となった貧民もいたことは疑いない。だがこの法が現実生活の大きな障害にならなかったことは、これに対する抗議や反対運動がなかったことから推察できる。それは、貧民にとって定住権がひとつの権利、困窮に陥ったときに頼る最後のチケット、さらにいえば、貧民の財産、一種の特権とさえ考えられていたからだ、とスネルは主張する。さらに定住法では、別の場所に住んでいるものに対しても困窮に陥れば定住権のある教区が救済を行なうこと *non-resident relief* ができた。これは急成長する工業都市のような移民労働力を必要とする教区にとって、有利に作用しただろう。スネルからみれば、定住法は移動を抑えるよりもむしろ逆に、この法がなかった場合よりも高い移動性をイギリス社会に保証した、ということになる。<sup>41)</sup>

ランダウもイギリスが移動性の高い社会であったことを否定しているわけではない。定住法にそって非常に多くの定住権証明書が発行された。それは移出を願う貧民に救済の可能性を保証することによって移動への障害を低めることになったであろう。定住法は移動性の高い労働力に対する需要に応えるためのイギリス流の解決策だった。この点ではランダウは、定住法の抑圧的な側面を強調する古い見方とは対立し、むしろスネルと共通する立場に立つ。だがスネルのように、それは定住法が現実に効果をもちえなかったからだとは考えない。反対に、移民を統制し監視するという目的からすれば、1795年以前の定住法は非常に広範な人々にまで適用され、十分実効的な役割を果たしていた、というのがランダウの主張である。<sup>42)</sup>

#### ⑦ 定住法のコンテキスト

定住法に対する見解の違いは、二人の学問的バックグラウンドの違いが反映されている。経済・社会史研究の流れにたつスネルと、政治史、行政史を基盤とするランダウの相違である。ランダウが小治安裁判所の重要性に注目するのはそのひとつであるし、四季裁判所に対する上訴の減少をウィッグのヘゲモニー、地方政治のバランスなど政治的コンテキストから説明するのもその例である。だがランドルもまた、社会・経済的な要因の重要性を軽視してはいない。ウィッグ・ヘゲモニーに関しては、スネルはあっさり根拠が乏しいと退け、<sup>43)</sup> むしろもっと単純に、貧困が深刻化し、上訴の費用が高騰する一方で救貧支給が増えたため、教区が上訴を控えて節約しようとした結果だと考えるほうが妥当だろう

41) Snell, *op. cit.*, pp. 484, 400-2.

42) Landau, 'Who was subjected', pp. 158-9.

43) しかしこの点については、ランダウはもっと詳細な解釈を別の研究で行っている。Landau, *The Justices of the Peace*, pp. 29-38. また最新のブランデーの研究もこの見解を支持している。Brundage, *The English Poor Laws*, p. 10.

44) Snell, 'Pauper settlement', p. 394.

と考える。<sup>44)</sup> ランダウもこの批判にはあえて反論を加えていない。その代わり、定住法が適用された社会・経済的な状況変化を指摘する。18世紀の農村には、貧民にとって重要な共同地、荒蕪地、森林、落穂拾い、住居などの共有資源や慣習的権利を教区のすべての住人が利用できるような状況があった。救貧税納入者は教区に定住権をもつ貧民を優先して救済する義務があったから、そのためには定住権をもたない移民の流入を監視し統制する必要があった。だが困り込みや私的所有が進んだ18世紀後半には、こうした状況は後退していき、移入民が利用できるような教区の資源や機会もしだいに消滅した。それとともに移民を監視・統制する必要もなくなり、定住法の目的も変わっていった。<sup>45)</sup> ランダウにとって、定住法の現実的意義を変えたのは、法の文言や制度ではなく、18世紀イギリス農村社会そのものの変容だったことになる。

### おわりに

この論争は平行線をたどったまま、その後、進展をみていない。おそらく最終的な決着をみることはないだろう。両者の研究のベクトルが異なっているからである。スネル自身も弁明しているように、救貧法そのものの歴史を書くことは目的ではなかったから、定住法の解釈を前面にすえたランダウの批判は、彼にとっては予期せざる奇襲攻撃だったかもしれない。スネルに対するランダウの執拗なまでの批判は、時に公平さを欠くと思われることさえある。確かに、スネルの分析にとってテクニカルな意味で重要な論点である *chargeable* と *likely chargeable* の解釈に限っていえば、定住法に関する別の研究に照らしても、スネルの主張はやや強引すぎるきらいがあり、ランダウの方に軍配があがるように思われる。しかしそのことは、ランダウがほのめかしているように、スネルのこの開拓的な研究を土台から掘り崩してしまう類のものではあるまい。仮にランダウの批判を考慮して新たに季節パターンが作り直されたとしても（それは困難だろうが）、それがスネルの議論全体を覆すほどに異なったものとなるかどうかは疑わしい。スネル自身も反論しているように、尋問書から抽出された季節パターンは、例えば月別救恤費支払いのような別の資料を用いて作成されたものと大きな違いはないからである。<sup>46)</sup> なによりもスネルのこの研究は、こうした批判をはねのけてしまうような独創的な議論と分析に溢れている。たとえランダウの指摘が部分的に正しいとしても、この研究の意義が失われることはないだろう。

しかし資料としての尋問書に関心をもつ読者にとっては、スネルの研究には物足りない部分が残るのも事実である。第2節に紹介したほんの一つの例からも推察されるように、

45) Landau, 'The eighteenth-century context', p. 430.

46) Cf. Snell, *Annals*, pp. 91-3.

記憶に頼った尋問書の書き方や内容はきわめてあいまいでわかりづらい部分が多く、また首尾一貫したものでもない。尋問を受ける者がいったい誰のことを話しているのか、不明になる場合さえある。スネルはこうしたinconsistentな記述資料から、賃金や失業についての大量の数量的データを掘り起こしてくる。しかしどのようなルールにもとづいてデータを取捨選択し、斉一的なデータに作り直したのか、尋問書を分析資料として利用しようとするものにとって最も知りたいことについては、ごく大雑把にしか触れるところがない。ランダウの批判を受けることになったのも、この不徹底さないし不親切さによるところがあるといえる。

決着はみていないにしても、この論争、特にランダウの議論は、検討すべきいくつかの重要な課題を浮き彫りにする。第一に、定住法関連資料の重要性と同時に、その扱いのむずかしさという問題である。とりわけ尋問書は多くの情報が掲載されている有望な資料であるが、それだけにそこから統計的データを導き出すためには慎重な手続きが必要であることを、ランダウの議論は改めて認識させてくれる。第二の点は、定住法や救貧法関連資料を扱うに際しての小治安裁判所の重要性である。資料の残存という面でケントは例外的に恵まれていたとしても、今後別の地域について同じ問題を扱う研究者は、ランダウの先例に倣って、このタイプの資料をも探索することが必要となるだろう。ランダウの議論でそれ以上に重要な第三点は、定住法の解釈を介して、農村の教区行政がきわめて効率的、実効的に機能していたことを明らかにした点である。もちろんケントの事例を単純に一般化することはできないし、地域的な格差、時間的な変化はつねに念頭に置かねばならない。しかしランダウ自身が自負するような新たな「発見」であったかどうかはともかく、教区の役人が住民の利益を守るために活発に——だがかならずしも抑圧的ではなく——活動していたという事実は、18世紀イギリス地方社会、さらにはイギリス国家そのものの秩序と安定を考えるうえで決定的に重要な事柄のように思われる。<sup>47)</sup>

(本稿は文部科学省科研費一般研究 (C) (2) による研究の一部である)

47) これらの議論についてはさしあたり、Kent, Joan, 'The centre and the localities: State formation and parish government in England, circa 1640-1740', *The Historical Journal*, 38, 2 (1995), pp. 363-404; Eastwood, David, *Government and Community in the English Provinces, 1700-1870* (Basingstoke, Hampshire, 1997), esp., pp. 42-9.